

## 別記様式(第5条関係)

## 会 議 録

会議の名称		第3回福津市障がい者施策推進協議会
開催日時		令和6年2月16日(金) 10:00~12:00
開催場所		福津市役所本館2階 庁議室
委員名		(1)出席委員 中山健、後藤朋子、占部幸子、中嶋敏郎、麻生辰廣、 花田敏秀、浅井あかね、杉本みぎわ (2)欠席委員 津留英智、飯野信子
所管課職員職氏名		健康福祉部 部長 堤田達也 福祉課 課長 青谷哲也 福祉課 障がい福祉係 係長 花田清衣 福祉課 障がい福祉係 係長 笹田泰弘
会 議	議題(内容)	1. 第7期福津市障がい福祉計画及び第3期福津市障がい児福祉計画(案)のパブリックコメントについて 2. 答申(案)について 3. 令和5年度「福津市障がい者計画」「第6期福津市障がい福祉計画及び第2期福津市障がい児福祉計画」の進捗 状況 4. その他
	公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	0名
	資料の名称	・次第 ・資料1 第7期福津市障がい福祉計画及び第3期福津市障がい児福祉計画(案)のパブリックコメントについて ・答申(案) ・資料2 令和5年度 第3期障がい者計画、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の取り組み状況 ・第7期福津市障がい福祉計画及び第3期福津市障がい児福祉計画(案)差し替え分
会議録の作成方針		<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録 記録内容の確認方法 会議出席委員による確認  会議出席委員による確認
その他の必要事項		なし

## 1. 開会あいさつ

<事務局より資料確認>

## 2. 会長あいさつ

○中山会長 元旦に能登の地震を受けあらためて、障がいのある人の避難の方法、避難所、それから災害に関する関連死等が注目されています。今回は計画の答申の成案を得るということで、皆様からご意見ををお願いします。

○事務局 福津市附属機関の会議の公開に関する要綱第2条第1項で、附属機関の会議に原則として公開すると定められております。また、同要綱第3条第1項には、附属機関の長が公開または非公開決定することができる定められています。そこで本日の協議会を公開するかについて、協議会に諮りたいと思います。審議していただく内容からも、特段の支障はないと思われるので、公開してもよろしいでしょうか。

<委員一同同意>

○事務局 本日の傍聴人はいません。

○事務局 福津市附属機関の会議の公開に関する要綱第8条第1項により、本日の協議会は、事務局で会議録を作成することとなっております。また、同規則第9条第2項には附属機関の長が指定したのものにより、会議録の確認を得るものとなっております。名簿順にということによろしいでしょうか。

<委員一同同意>

○事務局 異議がないようですので、麻生委員と浅井委員に、本日の会議録の確認と署名を、後日送らせていただきます。なお、福津市障がい者施策推進協議会規則第6条第1項に、協議会の議事運営につきましては、会長が議長になると定められておりますので、これ以降の議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 3. 議事

○中山会長 議事に入ります。「第7期福津市障がい福祉計画及び第3期福津市障がい児福祉計画」(案)のパブリックコメントについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局 今回の計画案のパブリックコメント(市民意見公募)の実施期間は、令和6年1月5日から2月4日までの1か月間、市のホームページで公募するとともに、市内の公共施設にも意見箱を置かせていただきました。その結果、市民1名からご意見をいただいております。

お手元に配布しております資料1をご覧ください。市民意見公募による意見の回答については、市のホームページにて3月中旬を目途に、掲載するとともに、情報コーナーにて閲覧いただけるようにいたします。

今回いただきましたご意見の内容を確認したところ、「第7期福津市障がい福祉計画及び第3期福津市障がい児計画(素案)」に加筆・修正する等の必要はないのではないかと事務局としては考えています。

事務局としての考えを説明させていただきます。資料の左側に提出されましたご意見の概要を、右側に市の考え方を記載しております。それでは順を追って説明いたします。

まず、1番目についてです。

「障がい者計画の理念である「障がいのある人も、互いに人格と理性を尊重し合い、地域で安心して暮らせる、共生のまち福津」という言葉がとても素晴らしいと思います。そして福津はとても温かいまちだと思っています。」

とのご意見に対してましては、本計画の内容ということではなく市の福祉行政への思いをいただいたと受け止めておりますので、市としてはこの理念のもと、引き続き福祉施策を推進していきたいと思っております。

続いて2番目のご意見です。

「障がい者の方に対して地域が見守り温かく応援する姿がある一方、障がいを持たれた方の偏見・差別を持つ人もいます。小さな子どもから大人まで障がい者への偏見や差など間違った知識を持たないように学ぶ機会が必要ではないか。例えば、

- ・子どもにわかりやすい三冊子を作成し学校や幼稚園・保育園などに配布。若しくは、学校や図書館や他の公共施設に配本する。
- ・図書館に期間限定で書籍コーナーを設ける。
- ・出前授業。施設や病院、事業所など関わっている方とのフリートークを交えながら学習するなど。

障がいに対する理解を少しでも深め、偏見・差別を生まないように学ぶことが大切だと思っております。」

これに対して、本計画は障害福祉サービスなどに係る提供体制や必要見込み量等を示す計画となっておりますので、本計画に反映するご意見ではなく、上位計画である、「障がい者計画」において検討するものと考えております。よって、このご意見につきましては市民に対する啓発の促進への取組への参考とさせていただきます。

そして最後3番目のご意見です。

「災害時の対応です。この案には、あまりにも災害時については触れられていないようですが、貴福祉課から明記されれば安心につながるかと思います。水光会病院が福祉避難所と聞いたことがあります。一人暮らしの方や高齢で障がいを持たれた一人暮らしの方は、どのように避難されたいのでしょうか。人とのコミュニケーションが苦手だったり、物音に敏感な方もいらっしゃると思います。段ボールルームを作ったり、具体的には。」

また、耳の不自由な方に文字ボードを作ったり、外国の方で身体の不自由な方のために外国語で避難所情報がわかるようにしたりなど「安心・安全な」場所作りが必要だと思っております。性同一性障がいの方など避難所での配備。トイレや着替える場所など。

これに対して市の意見は、「第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画(素案)」は、障がい福祉サービスなどに係る提供体制や必要見込み量等を示すものとしておりますので、本計画に反映させるご意見ではないと考えております。なお、このご意見につきましては、災害時の対応については「福祉避難所開設・運営マニュアル」に基づき適宜対応していきたいと考えております。

今回いただきましたご意見は、貴重なご意見であると受け止めております。しかしながら、今回の計画に直接的に記載するというご意見ではないと判断しています。事務局からは以上です。

○中山会長 皆様から意見をいただきたいと思います。何かありますでしょうか。

○事務局 一つ補足をさせてください。最後の災害時の対応ですが、令和8年度までの上位計画「障がい者計画の96ページに「9. 安心・安全なまちづくりの推進」ということで避難所の運営や福祉避難所の設置について記載がありますので、これに基づいた対応を今後も考えていきたいということを加味しての回答となっています。

○中山会長 特に計画のどこそこの箇所というわけではないから、コメントがしづらいですね。

○花田委員 福祉避難所の言葉に誤解があるのではないか。一般の避難所と福祉避難所とは違い、一般の避難所に行ってそこで、福祉避難所に行く人を分けるといったシステムですよね。しかし、災害時直接、市民から福祉避難所に問い合わせがあったこともあり、世間は福祉避難所がどういったものかわかっていないのではないかと思う。

○事務局 福祉避難所の場合は要配慮者といった障がいのある方や高齢者とかの何らかの配慮がいる方が対象です。福津市の福祉避難所はふくとぴあ、福津市複合文化センター、中央公民館の3か所です。福祉避難所と一般の避難所が併設されているので、通常避難された方は、受付で人によっては施設の中の福祉避難所の部屋に案内し、そこで分けるといった対応を行っています。また、福祉避難所の市民への周知や適切な運営については今後の課題かと考えています。

○中山会長 能登の避難所になぞらえて言えば、一次避難所、二次避難所、1.5次避難所とあるわけですが、最初は一次避難所に行き、そこで、振り分けられて二次避難所である福祉避難所を利用することになる。直接、福祉避難所へ行くわけではないので、宗像水光会総合病院がそうだといって市民が押し寄せる場所ではない。福祉避難所の説明を市民にして欲しいが、すれば却って押し寄せることも懸念されるように思う。

○事務局 福祉避難所はふくとぴあ、カメラアステージ、中央公民館の3か所ですが、宗像水光会総合病院は医療型の福祉避難所になり、医療的ケアが必要な方は市に事前登録していただき、災害が起きた時に市に医療型福祉避難所を利用したい連絡を入れ、市が医療型福祉避難所に避難可能か確認を取って避難していただくことになっています。

○事務局 地震とかになった場合は、避難所自体の開設が間に合わないかもしれないので、その時は状況に応じて準備の整ったところから開設をお願いしていく流れになるかと思っています。また、パブリックコメントに書いてあるとおり、周知ができていないのも事実であると思いますので、特に障がいがある方や高齢の方々が、平時において災害時の時に自分ならどうしようといったことをケアマネやヘルパーさん等に相談しながらある程度の避難ルートを考えていただけるいい機会になると思うので、このような周知も市としては図っていきたいと思っています。

○麻生委員 サンテラスの話になるが、サンテラスは福祉避難所の指定を受けています。障がいのある子が避難したいとなると職員等が重要な要素になってくると思う。福祉避難所だからといっていきなり知らない場所に行っても馴染めないだろうと思う。第一に優先することは、その施設を利用しているかどうかでだいぶ違う。また、サンテラスは通所施設であるため長期にな

った場合に、職員の配置等が厳しくなる。しかしながら、指定を受けている以上は職員のやりくりをしながらしっかり受け入れていきたいと思っています。

○中山会長 場所的にも中央公民館から近いですね。

○麻生委員 はい。もう一つ言わせていただければ、サンテラスは防災マップで土砂災害の警戒区域にかかっているので避難所としてはあまり適さない場所ではありますが、そうはいつでも痛し痒しではありませんが。

○中山会長 ほかに意見はありませんか。

○杉本委員 「福祉避難所開設・運営マニュアル」に基づきとあるが、このマニュアルを検討する際は、市民の意見を取り入れるシステムはあるのか。

○事務局 このマニュアルについては、事務方側の実務的な内容を書いたものなので、作成に当たっては、消防署や福祉事業所等の関係機関の意見を踏まえた上で作成しています。

○後藤委員 この意見をくださった方の疑問に答えるための方法は「福祉避難所開設・運営マニュアル」を見るということになるのでしょうか。

○事務局 何ら公表的なものがないので、望まれればそれを見ていただくことしか今のところ方策はないです。

○中山会長 ホームページに掲載するということですが、いただいた意見の表現で障がいを持つとは言わないので、その修正をどうしますか。

○事務局 パブリックコメントの担当課と相談し適切に対応したいと思います。

○杉本委員 「福祉避難所開設・運営マニュアル」には回答はないということになるので、具体的に書いてある方策については何処がどう対応することになるんですか。

○事務局 内容についての検討は福祉避難所であれば福祉課福祉総務係になり、防災になれば防災安全課において連携を図りながら、まずはできることを検討していくこととなります。内容によっては他課にまたがることもあるので、そこは連携していくということになります。

○中山会長 今の説明は「適宜対応していきます。」に全部含まれているということですね。能登の教訓も踏まえてということになるんでしょうけどね。実際に、福津市からは派遣しているのですか。

○事務局 職員は派遣していませんが、物資の運搬はしています。

○杉本委員 関連ですが、日頃からの災害時に備え訓練をしているところは、二次災害は免れているようです。そこで、具体的な障がい者の避難訓練の実施は、各町内会とかのレベルでしましょうということなののでしょうか。

○事務局 市全体というより自治会単位や郷づくり単位で行なっていることが福津市は主になっています。

○麻生委員 善福区ですが、福祉会があってそこで独居老人や障がい者とかの避難訓練を行っています。

○浅井委員 具体的なところでいうと、若木台3区が自主防災組織を立ち上げていて、その中で障がいの方や高齢者を地域で把握していて、災害が起きた時はこの人はこの人の担当とか決めて、年1回避難訓練をされて逃げるときは誰が車いすを持って行って誰の車に乗せるとかまで決めてあります。

○事務局 障がい者や高齢者でそれぞれの個人の避難者カードがあって、最終的にこの人の支援をする人は誰か記入する欄があるが、まだ記入されてない方が多い。さっき言われたことで、きちりできている自治会もあれば、まだできてない自治会もあるといった温度差があるのは否めないです。

○事務局 支え合い制度です。福祉課と高齢者サービス課と防災安全課が連携して実施しており、本来ならば、そこに誰が助けに行くか記入が必要であるんですが、  
以前は個人でしたが、今は自治会や団体名でもいいんですが、この欄が埋まってくれば地域の二次災害が少なくなってくると思うので、行政としてはこの欄を埋めていくように働きかけていくことも大事であると思っています。

○事務局 地域支え合いカードも高齢者世帯や障がい者がいらっしゃる世帯に自主的に出しているように働きかけはしているが、緊急連絡先がない状態でカードが出されているものもあるので、この情報を踏まえた上での支援があると行政としても心強いです。地域と行政の両輪での支援を行うことで安全がより担保できていると感じています。

○中山会長 いかがでしょうか。パブリックコメントについてはよろしいですか。これは、報告ということでもいいですか。

○事務局 はい。

○中山会長 それでは、議事2に移ります。今度は答申案ということですが、事務局より説明をお願いします。

○事務局 答申案をご覧ください。ここに記載しておりますとおり、令和5年8月21日付で「第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」の計画策定について諮問があり、当協議会にて審議した結果を答申として3項目まとめました。

特に項目2の障がい児通所サービスにおいては、第2回目の協議会にてご意見をいただきました内容を反映しております。

内容につきまして、これでよろしいかご審議ください。また、補足ですが、この文章の中で「別添のとおり取りまとめたので」との記載がありますが、別添というのが8月に配布させていただきました計画(案)になります。答申の内容はすべて計画(案)ということになり、市長への答申の際は答申書とこの計画(案)を提出するということになります。

○中山会長 今日は、計画(案)は準備してないということですか。

○事務局 すみません。本日は準備しておりませんでした。これにつきましては、本日のパブリックコメントのご意見を受けて、計画に盛り込むようになればそれを受けてお渡しすることにな

るということで本日は準備しておりませんでした。したがって、後先になりましたが、本日パブリックコメントについてはご意見を受けて加筆・修正がございましたので、後日改めて印刷し委員の皆様のお手元にお届けさせていただきたく思っています。そこで先ほど説明しましたものは、特に計画の中で留意することとして、3項目書かせていただいております。

○中山会長 実際には答申案、そしてパブリックコメントで特に修正点がなかったのですが、これまで協議会で見てきたものを賛同できるかということですね。また答申書の鑑の中の記に付け加えることがあるかどうかということが内容も含まれてくるかと思えます。

○事務局 もう一つよろしいでしょうか。今回カラー刷りを1枚入れさせていただいております。第2回の協議会で大方この計画案の了承をいただきましたので、事務局において庁議にかけましたところ、SDGsの記載内容が薄いということでしたので、直接計画に大きく影響するわけではなかったのですが、17の目標のサインの説明を加筆しております。そのうち、この計画が関係している4か所について、分かりやすいよう太枠を入れさせていただいております。

○中山会長 ご意見はありますでしょうか。

○花田委員 2項目目の市の「人口増により」と記載してあるが、市はどこまで増えるの見込んでいるのですか。

○事務局 全国的に減少傾向にある中で福津市はあと5年ほどは増加し、7万人まではいくであろうと見込んでいます。あとは減少傾向になり高齢者が増えるということになります。

○花田委員 わかりました。ありがとうございます。

○中山会長 先日新聞におきまして、福津市の人口予想はアップしており、全国的にも珍しいと記載がありました。それから住みよさにおいても1位でしたね。でも、学校の話を考えて今の人口の予測ができなかったということですが、できていればこのような問題は生じなかったですね。

○浅井委員 2項目の「適性」の「性」は「正」ではないでしょうか。

○事務局 その通りです。修正いたします。

○後藤委員 前回、児童通所サービスが足りないということで、すぐに事業所の募集をしていただき、児童発達支援の事業所もいくつかできると聞いていますが、今後ピークがきて人口が減っていくといった中で事業所が余るといったことが生じてくると思うが、その場合施設や事業所に対してどんな風に考えていますか。自然淘汰しかないのでしょうか。

○事務局 現在、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援が増えてきているが、サービスの必要性を見極めていくことは必要であると感じているので、事業所と連携をとりながら適正な事業所数を確保していきたいと思っています。現段階で行政が何か事業所にできるかといったら難しいです。

○花田委員 老人環境もそうです。ピークを過ぎたらそのあとは。人口が8千万人減るという話です。今の70%、60%になり、その時老人ホームをどうしようかと全国的になると思えます。

- 事務局 高齢者もある一定のレベルに達すると減ってきますから、おっしゃる通りと思います。
- 麻生委員 個人的な意見かもしれませんが、サービスの内容とか契約になるから自然淘汰しかないでしょうね。
- 中山会長 それらは、1項目目に書かれているわけですね。「ソフト、ハード両面にわたる社会の環境構築を推進すること」の中に全部含まれていて自然に淘汰するよということも。行政としてはそう答えるしかないですよ。また、質の問題も含まれていてこれから市は質も問うていきますよと。当然含まれていると解釈します。
- 杉本委員 制度的な縦割りの中で自治体の解釈の中で横串を刺すようなことはできるのですか。国で決めた制度だからなのか、これからの自治体の在り方として、そこに横串を刺せるのが可能なのか。
- 事務局 国の制度を末端の市町村としては遂行せざるをえない。そこで独自性は難しい。ただこれも3年間で国の方針が出されていますので、その時変わるかもしれません。今のところは国の制度を遵守するしかありません。
- 事務局 65歳から介護保険制度が切り替わるのですが、一部の障がいサービス、例えば視覚障がい者であれば、同行援護の支援を引き続き行うなどの制度運用を今のところ実施している状況です。
- 中山会長 これは答申ですので、採決が必要になります。では、この答申案につきまして案の通りで良い方は挙手をお願いします。
- 中山会長 ありがとうございます。全員承認ということで、この計画で答申するということになります。そこで、協議会を代表して私が市長にお渡しをするということになりますので、後で事務局と日程調整をしたいと思います。  
それでは議題3、令和5年度福津市障がい者計画、第6期福津市障がい福祉計画及び第2期福津市障がい児福祉計画の進捗状況について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 お手元の資料2をご覧ください。まず初めに第3期障がい者福祉計画の進捗状況です。本計画は「障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合い、地域で安心して暮らせる、共生のまち福津」を基本理念に掲げ、4つの基本目標を掲げその目標ごとに分野別施策を立てさらに取組の方向性を示しております。  
それでは、分野別施策に沿って進捗報告いたします。「1. 広報・啓発の推進」です。  
市民等に対する啓発の促進として媒体は市広報誌、市公式ホームページ、出前講座、パンフレット「福祉のしおり」等にて行いました。  
広報誌では特に12月の障害者週間に合わせ、法の改正に伴い令和6年4月1日から個人事業者などを含む民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されることを発信しました。  
出前講座につきましては、7月に大和保育所からの依頼で、障害児通所支援についての勉強会を実施しました。また、ここに記載してありませんが、8月には市職員対象に行われました人権研修「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の前座として、福津市の発達障がい者の状況と合理的配慮について話をいたしました。  
11月には光陵高校2年生の総合的な授業の取組として、生徒から行政への質問の中で障がい行政に関する質問を受けました。また、古賀特別支援学校高等部への出前講座では、18

歳から障がい者福祉サービスへ移行することに伴う、制度説明について、毎年学校から依頼を受け2学年を対象に行っております。今年度も今月の20日に行う予定です。

続きまして「(2) 自立支援協議会の活性化」ですが、地域における障がい福祉に関する関係機関の連携・強化及び社会資源の開発・改善等を推薦することを目的に平成22年3月に福津市、古賀市、新宮町による自立支援協議会(2市1町障がい者地域支援ネットワーク協議会)を設置しております。事務局は古賀市、福津市、新宮町と福津市の基幹相談支援センター、新宮町にある指定特定相談支援事業所のいちばん星、古賀市にある咲とで構成しており、今年度の事務局は福津市が担当しております。

事務局会議を中心に2市1町のそれぞれの連携会議があり、その下に福津市は就労支援部会と権利擁護部会がありますが、権利擁護部会につきましては、事案が上がってきた段階で部会を開催しており、昨年度に続き今年度も開催があつてない状態です。今後は本部会のあり方について検討をしていきたいと思慮しているところです。

就労支援部会につきましては、資料3ページにありますように今年度は5回開催予定です。

また、ネットワーク協議会で、福津市は相談支援部会を担当しており、今年度は2回開催を予定しています。既に1回目は「親亡き後の相談支援について」グループワークを行い、3月実施予定の2回目の会議にて、親亡き後のノートの確認を行い部会の成果物として現在作成中でございます。また、記載はしておりませんが今月2日にネットワーク協議会にて全体会を開催し、株式会社アンビシャスの取締役である月橋一浩様を講師にお迎えし、「タイムマネジメント研修 ～バタバタ貧乏にならないために～」のテーマにて、効率かつ効果的な時間管理の仕方についてお話いただいております。参加者は60名でした。

続きまして、障害者支援連携会議ですが、4回開催を予定にしており、既に3回終了しております。特に3回目の開催では、事業所等からの要望があり障がい児と障がい者部門で時間を分けた2部形式で実施しております。これに関しては参加者からも参加しやすいと評判が良かった状況です。

資料4ページの「2. 生活支援の充実」の「(1) 相談体制の充実」です。

現在、福津市は4つの相談事業を行っております。今年度より地域の相談支援の拠点として中核的な役割を担う、基幹相談支援センターが設置されたこともあり、市の相談支援体制の相談件数にも動きがみられ、今後は見直しが必要になってくるかと考えています。

また、今年度設置されました基幹相談支援センターの開設からの相談件数は右肩上がりの増加がみられている状況です。

続きまして、「(2) 在宅福祉サービスの充実」、「(3) 地域移行・地域定着への支援」につきましては、資料に記載しておりますが、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の成果実績にて報告させていただきます。

「(4) 住環境の整備」です。令和5年度は室内の手すりの設置のため1件申請があつております。

資料5ページの「3. 保健・医療の充実」 「(2) 保健・医療サービスの充実」におきましては、自立支援医療の精神通院医療が前年度より115%増となっており、精神疾患による通院が著しく増えています。また、医療的ケア児在宅レスパイト事業においては、12月時点で57件の申請があり、実質9人が利用している状況です。

「(4) 精神保健福祉施策の充実」については、この後の第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の成果実績にて報告させていただきます。

続きまして「4. 文化・スポーツ・交流活動等の推進」ですが、「(1) 文化・スポーツの充実」につきましては、毎年開催されております福岡障がい者スポーツ大会において、6名の参加者があつております。毎年職員も同行しています。「(3) 市民との交流機会の充実」では、ふれあい交流事業を行っており、資料5ページにも写真を載せておりますが、イベントでは、イオンモール福津のイオンホールにおいて、障がい児・者の事業所にご協力をいただきまし

て、アート展を開催しております。来場していただいた方からは、「障がい者の方の描く絵がどのようなものなのか興味があってきたが、とても素晴らしく感動した。」といったご意見もいただいております。今年度は4事業所から出展のご協力をいただいております。

続きまして、資料6ページの「5. 療育・教育の充実」ですが、今回次期第7期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定にあたり、障害児通所支援の児童発達支援で20名定員、放課後等デイサービスで40名定員足りてないことがわかりましたので、令和6年度新規事業所の募集を行いました。結果、児童発達支援事業所に関しては、新規に3事業所が開設予定です。放課後等デイサービスにつきましては、11月時点では2事業所の10名定員しか増員できず、2次募集を行っている最中です。本日がその2次募集の締め切りとなっております。今のところ2事業所からの提出がっております。利用状況については、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の成果実績にて報告させていただきます。

続きまして、「6. 雇用・就業・経済的自立支援」です。「(1) 障がい者雇用の促進」「(2) 福祉的雇用の促進」につきましては、この後の成果実績にて報告いたします。「(3) まごころ製品の普及促進」ですが、以前はふれあい交流のイベントにて、まごころマーケット等を行い、「まごころ製品」の販売を行ってございましたが、現在は昨年チラシを作ったこと以外に積極的な促進には至っていないのが現状です。しかしながら、本市役所では資料6ページに記載しておりますが、福祉事業所の参入を行うなどを積極的に実施しております。「(4) 生活安定への支援」については資料のとおりです。「8. 情報アクセシビリティの向上」の「(2) コミュニケーション支援」ですが、今回、音声コード「ユニ・ボイス」の使用の検討を現在策定中の計画で取り入れてみることになりました。ワード文書で作成した原稿を基に、二次元バーコードを作成し、ページの右端に貼付したものを、スマートフォンにインストールした専用のアプリを使って読み込むと音声で読み上げてくれるといったものです。この音声コードが使用されているかどうかは、このように右端に2穴が開けられているかが目印になります。

この音声コード貼付けの取組は12月議会で提案がありましたので、まずは福祉課の策定中の計画から始めてみようとして現在取組を進めています。

#### <ユニ・ボイス実践>

○事務局 さて引き続き、「9. 安全・安心なまちづくりの推進」ですが、地域支えあい制度は登録が6,060名となっております。実は、この協議会にて支えあい制度の見直しの提案がございまして、それを反映して、令和3年に要綱の改正をしております。それをもとに3年に一度登録者に調査を行い、現状把握を行うことにしております。改正時に約9,000人の対象者にお手紙を郵送し一旦整理をしております。制度の推進につきましては、障がい者福祉のしおりに掲載するなどを行っております。

また、福祉避難場所の設置では、令和5年5月1日付で新たに「福津市複合文化センター文化会館カメラアホール」を福祉避難所として追加しております。

昨年8月の災害時には医療的ケア児が協定を結んであります医療機関(宗像水光会総合病院)へ避難したということでした。

資料8ページ「10. 差別の解消・権利擁護の推進」です。「(1) 権利擁護施策の充実」ですが、成年後見制度利用支援事業の利用は現時点ではありませんでした。「(2) 障がい者虐待の対応については資料の表のとおりとなっております。基幹相談支援センターができたことで敏速な対応や伴走支援ができるようになりました。

○中山会長 それでは8ページのところまでで何かご意見はありませんでしょうか。

○花田委員 8ページ「10の(2)障がい者虐待の対応」で、月ごとの相談件数等が書かれてありますが、月にばらつきがある理由が1点と、虐待にも色々なケースがあると思いますが累計的にはどんな相談だったのかが知りたいと思います。

○事務局 月のバラつきの理由はわかりかねますが、件数は相談があった件数で実人数は、実際に会議等で動いてケアした件数と聞いています。

また、虐待のケースですが、経済的であったり、暴言等の心理的が多く上がってきています。また一件セルフネグレクト等もあり、基幹等が介入することで対応ができております。

○花田委員 6ページの(3)ですが、まごころ製品で頑張っていると報告されたと思うが、これは自治体にとってばらつきがある。調達推進法というものがあって政令指定都市にとっても随分違いがある。福津市の成績というかどの程度でしょうか。例えば額とか出してありますか。

○事務局 県の調査がありますので金額は出してはいると思うのですが、今はここに持ち合わせていませんが、ひとつあるのが、新原奴山古墳群の展望台にトイレがあり、その清掃を昭和学園さんに委託しています。やはり多いのは高齢者雇用が多く、シルバー人材センターに入っただくことが多く障がい者雇用はまだ十分ではない状況です。

○花田委員 みずがめの郷とかの公園等の清掃とか働く場を行政の方もサポートしてもらえればいいかと思います。

○麻生委員 サンテラスは人権啓発の景品を市の方から発注をいただいたりしてはいます。

○事務局 昔、献血のお礼品でサンテラスさんの布きんや、アトリエ夢工房さんのクッキーをお願いしたりしていました。これは市というより献血の推進協議会からの発注ということにはなりますが活用はさせていただいています。

○占部委員 去年でしたか、社会福祉協議会がまごころ製品のリーフレットを作りましたよね。とても良かった。市内のB型の就労関係。それを見て、市民からの問い合わせがあり、うちの法人もお弁当の発注とかがあった。これはずっと定期的に続けなければと思う。また、以前市のホームページにてまごころ製品の紹介を行った。やはり印刷もいいがご本人の都合で見られるホームページに載せることもいいと思う。市の広報紙や社会福祉協議会だよりの活用もされていると思うが、ずっと掲載されているホームページもいいと思った。また、7ページの「9. 安心安全のまちづくり」の中で支え合い制度の話を更新の話とされていたと思うが、新規の場合は手帳を取得する際に福祉サービスの冊子をお渡しした中で記載されていることを伝えているとのことだが、ホームページには掲載されてあるのでしょうか。

○事務局 市のホームページには掲載しておりますが、その場所に行きつく経路が少々わかりにくいので、そのあたりはわかりやすいようにしていくことは必要ではあります。

○占部委員 3年間の間でご本人や周りの環境もかなり変わってくるので、3年を待たずにご自身で更新をできることをぜひ周知していただきたいと思います。

○中山会長 ほかにご意見はありますか。

○麻生委員 先ほど音声コードですが、実は印刷会社には15年ほど前からあり特殊機器を使って視覚障がい者のために作られていました。切り込みは実はポイントなんです。県の障がい者福

祉情報は右端に音声コードが付けられています。また、身障協会の会員が減少している現状があります。障がい者スポーツ大会においても知らない者同士であるので若い人も協会に入ってほしいと思っている。

○占部委員 実は、私は古賀市の推進協議会にも参加していて、古賀市でも身体協会の会員数が高齢化していて若い人が入らないので減ってきていると。その方は周知の方法については窓口を活用している。協会の方も高齢化して若い人が入らない。あることすら知らない可能性が高い。スポーツ大会の事も同じように言ってあった。できればチラシを作って行政の窓口において入るのは強制ではないが、行政の方にも気にかけてもらって団体の紹介をしてもらえればと、本当は名簿が欲しいと言ってあったんですがそれは無理なので。

○事務局 福祉のしおりに団体の紹介を入れるとか検討してみます。またチラシとかはお持ちになればご協力します。

○中山会長 2ページの相談支援部会で「親亡き後のノート」とありましたが、ネーミングを考えてほしい。なんだか切ないので。

○事務局 はい、只今思案中といったところです。会長と同じ意見が部会でも出ております。

○中山会長 4ページですが、基幹相談支援センターは、当初はどこと一緒にやるといつていたのですか。

○事務局 基幹相談支援センターについては当初から単独で作ることになっていました。

○中山会長 地域包括ではなかったですかね。

○麻生委員 圏域で作らしようということだったが、なかなかできずにそうこうしているうちに各市町村が作ったので、福津市も単独で作ったということです。

○占部委員 もうひとつ、拠点整備事業の事ではないですか。

○中山会長 ということは他の市町村は基幹相談支援センターを既に設置しているということですか。

○事務局 新宮町は、直営でやっています。古賀市はまだ未設置で宗像市は設置しています。

○中山会長 古賀市の動きはどうですか。

○事務局 まだとは聞いていますが、令和6年度からは法改正で努力義務化されるので、設置に向けて加速がついてくるのではとは思っていますが、古賀市さんが計画の中でどう位置付けてあるかにもよります。ただ福津市は基幹相談支援センターを設置し、きめ細やかな支援体制へとつながっておりとても助かっています。

○中山会長 では9ページからの説明をお願いします。

○事務局 引き続き、資料9ページ「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」の成果実績の報告です。

まず、資料の修正をお願いします。資料9ページの入所者の地域生活への移行の表ですが、実績はすべて令和5年6月末となっておりますが、令和5年12月末の間違いですので修正をお願いします。また同表の削減見込人数はマイナス4人ではなく正しくはマイナス3人でしたので重ねて修正をお願いします。それで改めて報告いたします。

実は、この成果実績は今年度協議会1回目にて令和5年6月末までの実績として報告していましたが、今回は半年たった12月末までの成果実績を報告させていただきます。

まず、初めに福祉施設の入所者への地域生活への移行ですが6月末と変更はありませんでした。続きまして、福祉施設から一般就労への移行等ですが、ここで上げております19名の数字は現在就労定着支援を受けていらっしゃる人数となっており、令和元年の実績と比較すると1.46倍となっております。しかしながら、令和5年度中に就労定着支援を受けられた方となりますと6名となり令和元年と比較すると0.46倍と目標値を下回り一般就労への移行が思うように進んでいない状況といえます。

また、就労定着支援事業の利用率ですが19名の方のうち18名が就労移行から定着へと95%の利用があり、就労への定着へとつながっていています。

次に、障がい児支援の提供体制の整備等です。6月の時点では重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は未設置でした。

現時点では、資料に記載しておりますように津屋崎地区に1事業所が開設しております。また、医療的ケア児支援のための関係機関との協議の場の設置及びコーディネーターの設置に関しましては、今年度は福岡県の呼びかけにより医療的ケア児（者）の広域的な支援体制構築に係る会議が開催されており積極的に本市も参加している状態です。

また、事業所等に対しても県が実施しております医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講呼びかけも積極的に行い、福津市内から今年度は3名が受講しております。

同じく過去に同研修を修了しスキルアップ研修へも今年度は2名の参加となっております。

資料10ページからは福祉サービス量の見込みに対して、太枠内に実績を示しています。本来ならば順追って見ていくところですが、時間も限られておりますので、主だったもののみ説明をさせていただきます。

(1) 訪問系サービスにおきましては、重度訪問介護ですが今年度は1名決定していますが、病院に入っているため利用に至っていない状況です。

(2) 日中活動系サービスにつきましては、就労支援については令和5年度から通所だけでなく、在宅での就労支援を受けることが増加した要因と考えます。

(3) 居住系サービスについては例年どおりといえます。

続きまして、(5) 障がい児通所支援ですが、かなり見込みよりも多くの利用となっております。特に、放課後等デイサービスと保育所等訪問支援については前年度より100%を超える伸び率となっており、今後の利用者の動向に着目していく必要があると思っています。

3. 地域生活支援事業の推進につきましては、(5) 意思疎通支援事業においては、通訳者14名、利用者登録は19名となっており、実質は11名の方が利用されている状況です。

その他の福祉サービスにおいて、6月末の報告からは大きく変化はありませんでした。

以上事務局からの報告を終わります。

○中山会長 ご意見、ご質問はありませんか。

○花田委員 9ページの障がい児支援の提供体制の整備等の所で、児童発達支援事業所の話があったと思うが、福祉サービスの第三者評価事業というものがある。事業所を増やすことも大事であるが、質の担保の面から行政自身がするのではなく第三者事業評価を進めていくことも大事である。

- 事務局 第1次の新設事業所の開設公募を行った時、手を挙げられた事業所はいろいろ自負されているんですが、やはり第三者評価が入ったことで初めていえるのではないかと説明はさせていただき、第三者評価を受けることを進めるんですが、なかなか腰が重いようです。
- 花田委員 事業者としては監査されているように感じるんですよね。専門家といわれる人たちも過ちをおかしているんで、誰かの目が入っていることが大事である。
- 事務局 積極的に提案していこうと思います。
- 中山会長 私の心配になります。重症心身障がい児のいる中で放課後等デイサービスの子が回りを走り回っているんですよね。どのよう管理を進めていくのか気になってしまいます。
- 後藤委員 法令に則った運営を事業所の運営がされているのかをどのように見ていくのか。
- 花田委員 行政から第三者評価を進めていくといいと思う。
- 中山会長 福津市としてはマストにした上で公募するとか。今後の課題ですね。
- 事務局 県の指導係がローリングで各事業所に監査に入っているが、事業所数が多いので正直何年かになってきます。毎月、様々な施設には監査に行っているようでそこで文書指導や口頭指導を行われてはいます。  
相談は福津市が指定権者になりますので、その辺は見ていく義務があります。県と市で連携を取りながら行っていきたいと思います。
- 中島委員 12ページに短期入所医療型が7人で上がっているが、最寄りの保健施設にある短期入所は難しいところがある。その辺の連携はどうしてあるか。実績がないと断られることもある。
- 事務局 利用者様の方から施設を利用したということで、受け入れ体制が取れないということであるんでしょうけど、基幹相談支援センターや相談支援専門員さんと連携を取りながらということになるうかと。
- 中島委員 水光苑のはいいが、医師会のよつづかは、なかなか空きがあっても断られることもある。
- 事務局 事業所の特性や受け入れ体制もありましょうが、可能な限り受け入れの協力をお願いしていくしかないと思っています。
- 中島委員 あと10ページの重度訪問が0となっているがニーズは。
- 事務局 支給決定された方が1名おられ、病院から自宅へ戻った時のみ利用されています。まだ今年度はご自宅へ戻られていないため利用があっておりません。なお、地域生活支援センターⅡ型利用に精神も利用できるようにということで法改正を行いまして4月から利用できるようにしております。
- 中山会長 9ページの医療的ケアのコーディネーター養成講座3名の方は事業者からの参加ですか。

○事務局 はい。事業所からになります。本来は1名の自治体からの推薦でしたが3名受け入れていただくことができます。

○中山委員 では、進捗報告はよろしいでしょうか。それではその他ということ。まずは委員の皆様から何かありますでしょうか。事務局からはありますでしょうか。

○事務局 はい。それでは事務局よりですが、答申をいただきました計画につきましては内部で最終確認を行ったあと、皆様に郵送にて配布させていただきますので御納めいただきますようお願いいたします。

また、来年度の協議会開催予定ですが、今の段階では年度末に1回開催予定です。そのほかに協議会にてご審議いただくことが生じた際は、開催を案内させていただきます。事務局からは以上です。

○中山会長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、議事進行を事務局へお返しいたします。

○事務局 中山会長、議事進行ありがとうございました。

<閉会のあいさつ>